

困ったときはここに相談

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎073236



消費生活センターキャラクター
正義の味方、ひっかからないかも

プリカ詐欺にご用心!

全国の消費生活センターにプリペイドカードを不正に取得しようとする「詐欺業者」とのトラブル(以下、プリカ詐欺)が複数寄せられています。

プリペイドカードの価値がカード自体に記録されている商品券や磁気カード、ICカードと違って、サーバ型と呼ばれるプリペイドカードは、その価値がプリペイドカード発行会社の管理するサーバ(※)に記録されています。そのため、物理的なカードが手元になくても、カードに記載された番号などをインターネット上で入力するだけで利用できるものがあります。

このため、サーバ型プリペイドカードの場合、カードに記載された番号などを相手に伝えることは、購入した価値を相手に全て渡したことに同じです。後になって架空請求などによりだまされたことに気づいても、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

※ サービス・データなどを提供するコンピュータ

【事例1】
有料サイトの料金を支払うためプリペイドカードの番号をファクスした

スマートフォンに有料サイトの料金を請求するメールが届いたので心配になり、メールを送ってきた業者に電話をした。すると業者から「約50万円の未納料金がある。今日中に払わないと裁判にする」と言われて怖くなった。そこで、業者に言われたとおりにコンビニの端末で数千円のプリペイドカードを約70枚、約50万円分買い、番号が分かるようにして業者にファクスしてしまった。だまされたと思う。返金してほしい。(受付年月・2015年1月 契約当事者・20歳代、男性、無職、北海道)

【事例2】
アダルトサイトの料金を支払うためプリペイドカードの写真を撮ってメールで送った

先日、突然携帯電話に「アダルト

サイト未納」というメールが届いた。驚いて電話をしたら、弁護士と称する人が出て、30万円を請求された。指示されるままコンビニへ行き、店頭で販売されていたプリペイドカードを約30万円分買い、携帯電話でその写真を撮ってメールで送った。しかし、その後も「示談金が必要だ」と次々に支払いを求められ、裁判になっては困ると思いい、その度にこちらのコンビニでプリペイドカードを買い、その写真を撮ってメールで送った。総額約300万円を支払ったが、だまされたと気づいたので、返金してほしい。(契約当事者・40歳代、男性、給与生活者)

アドバイス

- 覚えのない請求などが来ても簡単に返信や連絡をしない。
- 他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号などを伝えたり、指示された番号にチャージしたりしない。
- プリペイドカード番号などを伝えてトラブルとなった場合には、早急にプリペイドカードの発行会社に連絡する。
- 不安に思ったりトラブルにあった場合は、すぐに消費生活センターなどに相談する。

(国民生活センター注目情報より)

消費者シリーズ

No.198

大量・高額な学習教材の契約は慎重に

問い合わせ 市消費生活センター ☎073236

学習教材の勧誘電話があり、自宅に来てもらうことにした。中学生の娘と一緒に説明を受けた教材は、中学3年分、60万円と高額なので不安だったが、「テストの点も確実」などと言われ、特典の学習タブレットも魅力的で契約し、代金を支払ってしまった。しかし、契約後はタブレットの使い方の説明に来ると言ったが来訪せず、電話で問い合わせても態度がひょう変し、不信感を抱いた。娘も教材に興味を示さないので解約したい。(中学生 女性)

【アドバイス】

○ 学習教材は実際に使ってみないと自分に合っているかなどは分かりません。一度に大量で高額な契約を結ぶのは避けましょう。
○ 「特典が付く」「すぐに成績が上がる」などを強調し契約を迫られても、その場では契約せず、慎重に検討しましょう。契約書をよく読み、解約などの条件についてもよく確認することが大切です。
困ったときには消費者ホットライン188または消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センター発行「見守り新鮮情報97号」より)